

第3節 座間市における事件の再発防止策の実施状況

平成29年10月に座間市で発覚した9名の方々が亡くなられた事件を踏まえ、二度と今回のような悲惨な事件（加害者が、若者が日常的に利用するSNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした被害者の心の叫びに付け込んで、言葉巧みに誘い出し殺害した事件）を繰り返さないことは、関係省庁が横断的に取り組むべき課題であるという認識の下、11月10日、内閣官房長官を議長とする「座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議」が開催された。

同会議において、12月19日に「座間市における事件の再発防止策について」（以下「再発防止策」という。）が取りまとめられた。再発防止策は、次の3項目にわたる対策から成る。

1. SNS等における自殺に関する不適切な書き込みへの対策
2. インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策
3. インターネット上の有害環境から若者を守るための対策

再発防止策に掲げた各施策の推進状況については、自殺対策基本法第11条の規定に基づく年次報告の作成の過程において、関係省庁が確実に検証を行った上で、同年次報告に盛り込むこととされた。主な施策の推進状況等は、以下のとおりである。

本節に記載のない施策の推進状況については、資料編の資料5-2を参照。

1 SNS等における自殺に関する不適切な書き込みへの対策

SNSにおける自殺に関する書き込みのうち、人を自殺に誘引・勧誘する情報等については、従来から有害情報として、多くの事業者の利用規約等において書き込みが禁止されており、自主的な削除や削除の要請がなされている。

こうした禁止されているはずの書き込みが、一般に公開されたまま放置されている状況は許されず、適時適切に削除等を行う取組を強化するため、以下の対策に取り組んだ。

(1) 削除等に対する事業者・利用者の理解の促進

ア 利用規約への明記

総務省では、平成29年12月7日、自殺誘引情報等の書き込みの禁止の利用規約等への明記・適切な運用、利用者への注意喚起について、電気通信事業者協会等4つの事業者団体¹に要請した。

この要請を受けて、従前は利用規約に「自殺」等の文言を明示する形で自殺誘引情報等を削除できる旨定めていなかった事業者も、明示規定を加える対応を行っている。

イ 自殺誘引情報等の削除

総務省、経済産業省では、自殺誘引情報等の削除について、SNS事業者等に対応を要請し状況をフォローアップした。Twitter社では、平成30年1月に、自殺関係の語句を検索したユーザーに対して自殺対策関係NPOの連絡先を表示する機能を追加したほか、2月に、報告ツールをアップデートし、自殺を助長するツイート等について同社へ報告できる項目を追加した。

1 一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

ウ SNSの利用に関する普及啓発

警察庁では、平成29年12月26日、座間市における事件も含め、SNSの利用等に起因する犯罪に係る最近の情勢を踏まえ、利用規約を守ってSNSを利用すること、自殺等を誘引・助長する表現を投稿しないことなどを盛り込んだ広報啓発リーフレットを作成し、都道府県警察へ提供した。都道府県警察やサイバー防犯ボランティア団体が行う非行防止教室や保護者説明会等の機会に、同リーフレットを用いた注意喚起を推進した。

(2) 事業者・関係者による削除等の強化

①事業者による自主的な削除の強化

SNS事業者等から成る「青少年ネット利用環境整備協議会²」は、平成29年12月6日、「座間市における殺人事件を受けての緊急提言について」を公表した。同提言を受けて、SNS事業者が、インターネット上の自殺に関連する情報に的確に対応できるよう、警察庁では、同協議会におけるガイドラインの策定に向けて必要な助言を行った。同協議会は、

- ・人を自殺に誘引又は勧誘する投稿等を禁止する条項を設けるなど利用規約等の変更
- ・悪質利用者による複数アカウント作成防止など電話番号認証を活用した対応策

等を見守り策に盛り込んだ「青少年ネット利用環境整備ガイドライン」を平成30年4月18日に策定した。

②事業者による削除を支える団体の支援

ア インターネット・ホットラインセンターの機能強化による削除依頼の推進

警察庁では、平成30年1月22日から、「不特定多数の者、又は「死にたい」「自殺したい」等と自殺をほのめかしている者に対し、自殺の実行を「手伝う」「請け負う」等の表現が記載されている自殺関与の情報や、「一緒に死にませんか」「本気で死にたい人を募集しています」等、自己のみならず他者の生命身体に対して危害を加えることを含むような、他者の自殺を誘引・勧誘する表現が記載されている自殺の誘引・勧誘情報」（以下「自殺誘引等情報」という。）の処理をインターネット・ホットラインセンター³（以下「IHC」という。）の委託業務として追加した。IHCにおいて自殺誘引等情報を受理したときは、IHCから直接サイト管理者等に削除を依頼するとともに、緊急を要する場合には、都道府県警察に通報している。

イ サイバーパトロールの強化

また、警察庁では、座間市における事件を受けた緊急対策として、平成29年12月20日から30年1月12日までの間、11都県における12サイバー防犯ボランティア団体により、集中的なサイバーパトロール及びIHCへの通報を実施したほか、1月29日からは、インターネット上の自殺誘引等情報を収集し、IHCへの通報を行うサイバーパトロール業務を民間事業者に委託した。

2 インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策

自殺願望を有する人は、心の中では「死にたい」という気持ちと「生きたい」という気持ち

2 LINE、Facebook、Twitter等のSNS事業者18社が加盟

3 警察庁の委託を受け、一般のインターネット利用者等から違法情報・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行う団体。

との間で激しく揺れ動いており、自殺の危険を示すサインを発していることが多い。SNSにおける「死にたい」「消えたい」「生きていたくない」等の若者による書き込みの中には、こうしたサインに該当するものもあると考えられる。

こうした書き込みを行う若者が適切な相談相手にアクセスできるよう促し、必要に応じ、充実した相談・支援が受けられるよう体制を整備する必要がある。

加えて、そもそもインターネット上のみではなく現実空間においても、生きづらさを抱え自殺のリスクが高まることを未然に防ぎ、悩みを気軽に話し、孤立を防ぐことができるよう、若者の居場所を確保する必要がある。

その際、従来行っている各種取組の内容を検証し、SNSを利用する若者の実情に即した取組へ転換していくこと、インターネット上における対策と現実空間における対策を連動させること、関係省庁間の連携を深めることにより、効果的・効率的に施策を推進するという観点が重要である。

このため、以下の対策に取り組んだ。

(1) ICTを活用した相談機能の強化

①ICTを活用した相談窓口への誘導の強化

ア 検索事業者・SNS事業者と自殺対策関係NPOをつなぐ場の開催

総務省では、検索事業者、SNS事業者と自殺対策関係NPOをつなぐ場を開催した。平成29年12月12日に初会合を開催し、各団体における取組の紹介や意見交換を実施した。30年3月30日には、電気通信事業者や、青少年・若者を最前線で支援するNPOなどの関係者による最近の取組を共有し、ネット上で悩みを打ち明ける青少年・若者の効果的支援の在り方等を議論するシンポジウムとして開催した。

イ SNS等に対応した相談窓口への誘導の強化

厚生労働省では、自殺対策のWebサイトを更新し、SNS等に対応した相談窓口情報の追加・整理を行うとともに、平成29年12月28日、検索事業者及びSNS事業者に対して、「自殺」「死にたい」等の自殺につながる用語の検索を行った場合に、同Webサイトへの誘導を行うことについて、要請を行った。検索事業者については、要請を行った6社中6社が対応済である。SNS事業者については、1社が対応済であり、引き続き関係省庁と連携し、各社への働きかけを継続する。

また、厚生労働省では、平成30年4月、相談窓口等の検索サイト「支援情報検索サイト」を、スマートフォン対応に改修した。

②SNS等を活用した相談対応の強化

ア 地方公共団体におけるSNSを活用した相談事業の実施

文部科学省では、地方公共団体における児童生徒を対象とするSNS等を活用した相談事業の実施に向け公募を実施し、平成30年4月末時点で18都道府県・9市において相談開始又は準備中である。

また、平成30年3月28日、いじめ防止対策協議会において、SNS等を活用した相談の実施に際しての留意点等について報告書を取りまとめた。30年度以降に行うSNS等を活用した相談事業の成果や課題を踏まえ、必要に応じ、本報告書を改定する予定である。

イ 広く若者一般を対象としたSNSによる相談事業の実施

厚生労働省では、広く若者一般を主な対象とするSNSを活用した相談事業を、平成30年3月の自殺対策強化月間に合わせ、実施した。SNSを活用した相談事業は、13団体で集中的に実施し、相談延べ件数は10,129件、友だち登録数は69,549人であった（第4節参照）。4月11日には、SNS相談を実施した13団体を集めた報告会を開催し、成果や今後の課題等について意見交換を行った。4月以降は、6団体でSNS相談（チャット相談を含む。）を実施している。

また、IP電話に対応した相談窓口として、各都道府県等の直通番号を自殺対策のWebサイトに記載したほか、自殺対策強化月間において電話番号が050で始まるIP電話に対応した相談窓口を設定した。

(2) 若者の居場所づくりの支援等

文部科学省及び厚生労働省では、平成30年1月23日、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進を求める通知を教育委員会等に発出した。30年度には、文部科学省において、教職員が活用できる教材案等の作成に係る委託調査を実施予定である。

厚生労働省では、平成30年度、若者の居場所づくりへの支援を含め、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケア対策の充実に向けた対策を実施予定である。

3 インターネット上の有害環境から若者を守るための対策

今回の事件に限らず、SNSの利用等に起因する犯罪に係る最近の情勢を踏まえると、SNS等のインターネット上において、若者が悪意を持つ者と接点を持つことは、現実空間における犯罪被害に結び付く可能性があり、若者がインターネット上の有害環境に巻き込まれることを防止するため、以下の対策に取り組んだ。

(1) 教育・啓発・相談の強化

文部科学省、総務省、経済産業省では、平成29年12月28日、教育委員会等に対して、生徒指導、教育相談、情報モラル教育等の関係教職員に対するインターネットの安全利用に関する研修等の充実に図るための取組の実施を依頼した。

実施に当たっては、経済産業省が実施しているインターネット安全教室や総務省及び文部科学省が実施しているe-ネットキャラバンを有効に活用できるよう、平成30年4月23日に3省で連携して教育委員会等に対して講師派遣依頼の方法について周知した。今後、教育委員会からの講師派遣希望を取りまとめ、調整の上、6月から講師派遣を実施予定である。

また、研修で使用する教材についても、学校現場のニーズを把握するため教育委員会等に対して実施したアンケート結果等を踏まえ、講師派遣の際に利用するインターネット安全教室及びe-ネットキャラバンの教材等をリニューアルすることとしている。

(2) 改正青少年インターネット環境整備法の早期施行

内閣府、総務省、経済産業省では、スマートフォンの普及等の状況に対応するため、フィルタリングの利用の促進を図ることを内容とする「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第75号）の施行時期を当初の予定よりも早め、平成30年2月1日から施行した。

4 有識者を交えた実施状況の評価

座間市における事件の再発防止等の実施状況を評価するため、関係省庁会議を平成30年2月以降4月まで3回にわたって開催し、再発防止策の実施状況について関係省庁から説明の上、自殺対策関係NPO、SNS事業者、学識経験者、地方公共団体等の有識者からヒアリングを行ったところ、次のような意見が表明された。

- ・今回の事件のように、SNS上でのコミュニケーションの歪みが加害者に利用されることをどう防いでいくか、SNS事業者含めてどのように対応できるのかが課題である。
- ・自殺念慮者が地下（ダークウェブ）に潜った場合の対応を今から考えておくことが重要。
- ・SNSやインターネットは、悩み苦しむ人にとって、大事な場、悩みを打ち明けられる場であることが明らかになったと思う。また、サポートが存在する場であり、手を差し伸べる人もいる場である。ただ、サポートシステムの存在を知らない利用者が多い。
- ・SNSは相談の入口の一つでしかないと感じる。情報を提供するだけでは、支援の窓口に行かない人が多い。つながりを作り、信頼を得て他機関につなぐことが必要である。
- ・SNS相談について、女性よりも男性の方が自殺が多いにもかかわらず、男性からの相談が少ないことは大きな課題である。
- ・ハイリスクの人たちへの受け皿をどう整備していくかと、支援策や相談窓口を知らない人たちがSNS相談につながってきたときにどう地域の支援に確実につなげていくかを、それぞれ分けて考える必要がある。
- ・対応できる数には限りがあるため、相談を受けるに当たっては、1回つながった人にフラグを立てて、つながらない人を優先するほか、重篤な方にフラグを立てる工夫が必要。
- ・SNSのツールを使ってリアルタイムで相談できない層もいるため、必ずしもSNSだけに限定した対策をするべきではない。
- ・SOSの出し方に関する教育については、教材の整備を進めるとともに、（その教材に）SNSや情報リテラシーに関する内容を組み込むことが必要ではないか。
- ・若者にとっての居場所づくりは大切である。関連施策の連動により、包括的に対策を進めていくことが必要ではないか。
- ・学校だけで支援を行っても生徒が抱える重い課題には対応できない。地域資源を活用して対応していくことが重要である。好事例をヒントにして、民間の様々な居場所を豊富に作ることも重要である。
- ・SOS発信は重要だが、SNSでSOSを発信することは危険があるという教育が必要。安心して相談できる窓口をウェブ等で発信するとともに、教育現場で知らせることが必要。
- ・幅広く色々なステークホルダーと連携していかなければならない。居場所提供、ひきこもり、不登校、いじめ、子どもの貧困等、自殺の要因になるような部分をサポートするNPOと連携することでより自殺対策が進められるのではないか。

青少年ネット利用環境整備ガイドライン	
<p>第1条 本ガイドラインの目的</p> <p>1. 本ガイドラインは、以下の条項に定める目的を達成するために制定されるものである。</p> <p>(1) 児童がインターネットワーキングサービス（以下「SNS」といふ。Webサイト・スマートフォン向けアプリケーション等を除く）を通じて得られた悪影響を回避し、被害を防止すること。</p> <p>(2) SNS上で行われる投稿に関する責任を明確にする児童等の被害を防止すること。</p> <p>(3) 児童が安心・安全に利用できるインターネット環境の向上を図ること。</p> <p>2. 関係団体に加盟している SNS 提供会社（以下、「加盟企業」といふ）は本ガイドラインの内容を踏まえ、お気遣いに応じて利用できる児童等向けサービスを行うものとする。</p>	<p>例：「本ガイドラインに準拠しては活動する行為、又は第三者に危害を及ぼすおそれの高い投稿等を行うこと」の行為及び「児童保護、児童権利を促進するための児童保護」に照らしておそれのある行為に反する行為」等を禁止する条項を設けることなど</p> <p>(2) 年齢制限を適用した対応策</p> <p>例：年齢による年齢制限など</p> <p>(3) 児童等保護を適用した対応策</p> <p>例：児童等保護による投稿アカウントの凍結など</p> <p>(4) 投稿制限の強化</p> <p>例：投稿制限や投稿のグループやテーマ設定禁止と投稿制限の強化など</p> <p>(5) フィルタリング機能を活用した対応策</p> <p>例：AIワード検知による投稿検閲など</p> <p>(6) ユーザー間における投稿監視機能を活用した対応策</p> <p>例：自殺相談や相談員、関係機関との連携による投稿監視など</p> <p>(7) サービス内およびサービス外における投稿検閲</p> <p>例：サービス内でのサービス提供上の注意喚起の提供</p>
<p>第2条 本ガイドラインの適用範囲</p> <p>本ガイドラインは、加盟企業がインターネットを通じて日本国内にて提供する SNS に対して適用される。</p>	<p>第4条 本ガイドラインの周知・更新</p> <p>本ガイドラインの周知・更新は、加盟企業が必要に応じて行われるものとする。</p> <p>以上</p>

青少年ネット利用環境整備ガイドライン

